

家事事件の心理学的意見書を、 根拠を示して作成します

監護者指定、親子交流（面会交流）、子の引渡し、親権の事件で、家庭裁判所調査官の調査報告書や相手方の主張を、心理学の研究知見に照らして検討し、意見書を作成します。全国対応（資料は電子データ、打合せはオンライン）です。



石垣 秀之 公認心理師・臨床心理士／行政書士・鍼灸師

- 心理学的意見書の作成 **300件以上**。東京高等裁判所で心理専門職として証人出廷
- 民間法制審議会 家族法制部会 委員（令和4年5月31日、中間試案を当時の自民党政調会長に提出）
- 国連 子どもの権利委員会へ意見書提出（平成30年・令和3年）、日本心理臨床学会で親子の引き離しの心理的影響を発表
- 臨床動作法による障害児支援30年、スクールカウンセラー28年、3歳半健診の心理士5年、強度行動障害者施設の心理士4年。司法面接研修受講、いじめ重大事態調査委員会の委員、企業カウンセラー
- アメリカ・イタリア・オーストラリア・フランスの依頼者からの受任経験

これまでの意見書の内訳

約6割

親子交流（面会交流）

約4割

監護者指定

約2割

抗告審（高裁）

約2割

子の引渡し

1件に複数の論点がある場合は重複して数えています。約半数はDV・虐待の主張がある事案、約半数は子の交流拒否が争点の事案です。

意見書で検討できること

- **調査官報告書の検討**：聴き取りの方法、子の拒否の解釈、評価の根拠
- **子の発言の検討**：質問の仕方、発言の初出、大人の言い回しとの重なりを記録から確かめ、子自身の体験としてどこまで扱えるかを研究知見で示します
- **相手方提出の心理検査の検討**：検査の版、実施条件、解釈が手引きや研究知見に沿っているか（検査の問題内容は公開しません）
- **障害のある子どもの事件**：発達障害・知的障害の特性に沿って、子の意向や行動を読み解きます
- **監護者としての適格性**：他方の親と子の関係を維持・促進する態度など
- **心理検査の実施**：MMPI-3、P-Fスタディ、TEG-3ほか
- **ADR（裁判外紛争解決手続）**：資料としての意見書のほか、相手方の同意があれば相手方・お子さんとの面接・検査も

意見書の構成例

第1 意見の要旨／第2 検討した資料と方法／第3 事実関係の整理（時系列）／第4 心理学的検討（研究知見との対照）／第5 相手方主張・調査報告書の検討／第6 結論

※査読付き論文等の引用文献は、各頁に脚注で提示します。

事実と推論を分けて書き、引用は資料と照合したうえで頁番号を付けて示します。資料を拝見して意見書が役立たないと判断したときは、作成前にお伝えします。

料金（税込）

家事事件の心理学的意見書	140,000円 資料整理へのご協力で最大40,000円割引（最安100,000円）
単一資料についての意見書	40,000円～（例：調査報告書のみの検討。割引対象外）
同一資料による他機関向け意見書	70,000円（例：告訴のため警察向けに修正）
心理検査	1検査20,000円（MMPI-3・P-Fスタディ・TEG-3の3検査で50,000円）。直接対面での実施が基本で、実施日は原則として土日
心理検査結果報告書（意見書形式）	80,000円（出張費別）
遺言能力の意見書	180,000円（事前検討40,000円は意見書料金に充当）
交通事故・事件被害の心理的影響	160,000円～
障害年金（精神）の心理学的所見書	120,000円（審査請求向け140,000円～）
ハラスメント事案の評価報告書	160,000円～

資料整理による割引（家事事件・遺言能力・交通事故）

完全電子化	-10,000円 すべての資料をPDF・Wordで提出
時系列表	-5,000円 別居の経緯、紛争の流れ、子の様子を時系列に整理
依頼趣旨の要旨	-5,000円 依頼の趣旨・心理士への要望・争点をA4で1～2枚に
ファイル整理／事件別整理／命名規則	各-5,000円 1資料1ファイル、提出者別・事件別のフォルダ、指定のファイル名
動画・音声	-5,000円 ない場合、または指定形式・反訳付きの場合

ご依頼の流れ

1. **メールでご相談（無料）**：事件の種類、争点、資料のおおよその量、提出期限。最初は当事者の氏名等を伏せてお知らせください。
2. **資料の精査**：意見書が役立つかを判断します。依頼者に不利な所見となる見込みのときは、作成前にご相談します。
3. **お見積り・お支払い**：費用を確定し、前払いでお願いしています。
4. **素案の提出**：資料受領・入金確認から平日20日以内。早期作成料をいただいで短縮も可能です（最短翌日）。
5. **事実確認・完成**：事実関係をご確認いただき、提出用に仕上げます。

お引き受けにあたって

- 意見書は資料に基づく独立した専門的検討であり、依頼者に有利な結論や裁判所の判断を保証するものではありません。
- これまでに、お子さんへの看過できない虐待がうかがわれた事案や、心理職として適切な関係を保てないご依頼など、6件の意見書作成をお断りしています。
- 過去に、意見書の提出後に費用をお支払いいただけなかった例があったため、前払い制とさせていただきます。
- 意見書の依頼者には聴取のための面接は行いますが、二重関係を避けるため、カウンセリングは行いません。

ご相談・お見積り iプロデュース 石垣秀之

メール iproduce@ikensho.com（確実にご連絡いただけます） 電話 090-8920-2438

〒989-2351 宮城県亘理郡亘理町字新井町74-3 <https://ikensho.com>



ikensho.com